

施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日条例第51号。以下「条例」という。）に基づき、施設搬入の承認を受けた事業者に対する違反行為について、公正かつ適正な不利益処分を行うため、施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の開催)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の不利益処分内容について審議するために開催する。

- (1) 条例第27条の規定に基づく受入拒否に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

2 前項各号において、行政手続法第13条第2項が適用される場合は、各委員の決裁により、委員会の開催を省略することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 環境局施設部長
- (2) 環境局総務部庶務課長
- (3) 環境局生活環境部廃棄物指導課長
- (4) 環境局生活環境部減量推進課長
- (5) 環境局施設部処理計画課長

2 委員会に委員長を置き、施設部長をもって充てる。

3 委員会は、委員長が代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の5分の3以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(書記)

第5条 委員会に書記を若干名置く。

2 書記は、環境局施設部処理計画課の職員をもって充てる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庶務は、環境局施設部処理計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年12月26日から施行する。